

感染症による出席停止について

桑名高等学校

学校感染症に罹患した場合や罹患の恐れがある場合等は、集団感染を予防するため「出席停止」になります。出席停止となる感染症と診断された場合や、医師から感染拡大防止のため登校を控えるよう指示された場合は、学校での集団感染を予防するために下記の手順を行ってください。

- ① 診断後は速やかに担任へ連絡してください。
(欠席等連絡システムを利用していただいてもかまいません)
- ② 出席停止期間の療養を終了し、感染の恐れがないまでに回復、または医師の許可が出るまでの期間は登校を控えてください。

【連絡先】

〔1年生〕 0594-22-5987 〔2年生〕 0594-22-5714 〔3年生〕 0594-22-5993

〔衛生看護科〕 0594-22-8515

欠席等連絡システムについては5月8日配付「欠席等連絡方法について」でご確認ください。

出席停止となる主な感染症	出席停止期間の目安
新型コロナウイルス感染症	発症した後（翌日から数えて）5日を経過し、かつ、症状が軽快した後（翌日から数えて）1日を経過するまで ※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること
インフルエンザ	発症した後（翌日から数えて）5日を経過し、かつ、解熱した後2日（翌日から数えて）を経過するまで
百日咳	特有の咳が消えるまで、または5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化する（かさぶたになる）まで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状（熱・のどの痛み・結膜炎など）が消失した後2日を経過するまで
その他の感染症 ・結核 ・髄膜炎菌性髄膜炎、 ・腸管出血性大腸菌感染症、 ・流行性角結膜炎、 ・マイコプラズマ感染症 など	

※ ただし、期間については、病状により医師に感染の恐れがないと認められれば、この限りではありません。(新型コロナウイルス感染症においては、期間の短縮はありません)